

子どもの医療費の助成制度のお知らせ



★「子どもの医療費」の助成

今金町では、平成28年4月診療分より、満18歳までの子どもが医療機関で保険診療を受けた時の医療費の全額が助成されます。

※助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

＜申請に必要なもの＞

○子どもの健康保険証 ○印鑑 ○個人番号（マイナンバー）

＜助成方法＞

○医療機関において、保険証と受給者証を提示すると自己負担なしで受診できます。
○道外や道内の一部医療機関等では、受給者証が使用できません。助成を受けずに支払った医療費は、領収書と印鑑をお持ちいただき、としべつ内保健福祉課窓口で申請していただくと払い戻しを受けることができます。

★①「ひとり親家庭等医療受給者証」をお持ちの子どもの場合

ひとり親家庭などの子どもが医療機関で保険診療を受けたとき、医療費が助成されます。

＜申請に必要なもの＞

○母又は父の健康保険証と子どもの健康保険証 ○個人番号（マイナンバー）

★②「重度心身障害者医療受給者証」をお持ちの子どもの場合

身体障害者手帳「1級、2級、3級の内部障がい及び内部障がい4級を重複してもつもの」、療育手帳「A判定」、精神障害者保健福祉手帳「1級」をお持ちの方は医療費の助成されます。

＜申請に必要なもの＞

○本人の健康保険証、障害者手帳、印鑑 ○個人番号（マイナンバー）

＜助成方法※①「ひとり親家庭等医療受給者証」及び②「重度心身障害者医療受給者証」共通＞

医療機関等窓口において、支払った医療費（保険診療自己負担分）については、領収書をお持ちいただき、としべつ内保健福祉課窓口で申請していただくと、払い戻しを受けることができます。※大変お手数ですが、上記①または②に該当する場合は当該制度により医療機関を受診してください。1度支払った自己負担分については、払い戻しにより助成させていただきます。

児童手当～6月中には現況届提出を願います

現況届

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するために、毎年6月に「現況届」の提出をお願いします。受給者の方には、現況届を送付しますので、速やかに提出をお願いします。

支給対象者

●中学校3年生までの児童を監護し、かつ生計を同じくする父または母のうち、所得の高い方が受給資格者となります。

※単身赴任の場合を除き、児童と同居している方が受給することができますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

●父母が養育していない児童を監護し、同居する養育者

●未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合）

●施設入所等児童の施設設置者、または里親

支給月

認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが15日（休日の場合は前日）に支給されます。

請求に必要なもの

- 認印
 - 請求者名義の普通預金通帳
 - 請求者本人の健康保険証または年金加入証明書（請求者が厚生年金加入の場合）
 - 個人番号（マイナンバー）
- ※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

申請内容に変更が生じた場合

- 出生等により、養育する児童の数が増えたとき
 - 受給者または児童が町外に住所を変更したとき
 - 町内で住所を変更したとき
 - 氏名が変更したとき
 - 受給者の死亡、結婚等で、児童の養育者が変更したとき
 - 受給者が公務員になったとき又は無くなったとき
 - 手当の振込口座を変更したいとき
- ※事由の発生した日（出生等）の翌日から起算して15日以内に必ず届出をして下さい。

【問合せ】保健福祉課総務グループ ☎ 82-2780

～介護（介護予防）サービスで“えがお”あふれる取組～



介護予防と聞くと、リハビリや体操など身体機能の維持・改善が頭に浮かぶと思いますが、介護予防は「活動と参加」による“いきがい”づくりも大切な要素になります。町では、メイク関係の仕事をしている小野嘉代子氏から提案・協力をいただき、デイサービス（運営：社会福祉協議会）の場面を活用してメイクサービスをスタート。

普段は、「手入れが面倒」「年をとってから化粧しても…」という理由や、自分のことを後回しにしている（家事や仕事が忙しく）習慣がなかったことから化粧をしない方が多くいましたが、いざ、化粧が始まり最初は恥ずかしがっていた方も、化粧が終わると表情が明るく、自然に笑顔も増え、「久しぶりに化粧をしたから恥ずかしいけど嬉しい」「家族に見せたいわ」などの声や、他の利用者の方からも「きれいになったね」と褒められ、たくさんの“えがお”に包まれました。また、メイクサービスがきっかけとなりデイサービスの日には、化粧をしてもらうようになった方もいました。この取り組みは、人に出会う楽しみや生きがいに繋がることをねらいに、現在も月2回程度で試行しています。今後は他の介護関係事業所とも相談しながら、施設でのイベント（お誕生日会など）に取り入れるなど“えがお”を拡げて行きます。



今金町では国民健康保険に加入されている方を対象に「短期人間ドック」及び「精密脳ドック」検診受診料の一部助成を実施しております。

●短期人間ドック

対象者：満30歳以上の今金町
国民健康保険の加入者
受診料：5,000円
受診病院：今金町国保病院
八雲総合病院



●精密脳ドック

対象者：満40歳以上の今金町
国民健康保険の加入者
受診料：5,000円
受診権利：検診の受診権利は2年に1度
受診病院：函館中央病院・市立函館病院
函館新都市病院・函館脳神経外科病院



【申込み】保健福祉課 ☎ 82-2780

平成31年度今金町納税功労表彰式

平成31年度今金町納税貯蓄組合連合会総会が、5月15日、消防庁舎2階会議室で行われ、その席上で美利河・上田代・末広町の各納税貯蓄組合が今金町納税功労表彰を受賞されました。

この賞は、各種税金の納期限内納税が100%または、それに近い収納率を直近の過去5年間に於いて維持している功績をたたえ、その組合に対し町長から贈られるものです。

当日、3組合の代表の方々は中島副町長から表彰状をお受け取りになりました。

○美利河納税貯蓄組合は、昭和46年9月に設立され現在組合員は24名で、昭和58年度と平成6年度にも功労表彰を受賞、また平成19年度には檜山支庁長表彰も受賞されております。

○上田代納税貯蓄組合は、昭和40年3月に設立され、現在組合員は18名で、昭和47年度と平成5年度にも功労表彰を受賞、また平成17年度には檜山支庁長表彰も受賞されております。

○末広町納税貯蓄組合は、平成8年4月に設立され、現在組合員は31名で設立後、初めての受賞となります。



▲左より美利河、上田代、末広町の各納税貯蓄組合

今金町納税貯蓄組合連合会に八雲税務署長感謝状を贈呈

納税功労表彰に引き続き、八雲税務署長感謝状の贈呈が行われ、今金町納税貯蓄組合連合会に、感謝状が贈呈されました。

今金町納税貯蓄組合連合会は、平成23年3月に八雲地区納税貯蓄組合連合会が解散した後も八雲税務署管内で唯一、納税貯蓄組合法の趣旨により組合の健全な発展と納期限内納税、次代を担う子どもたちへの租税教育を長年にわたり、積極的に取り組まれていることから、今回の贈呈につながりました。



今月の特集

行政情報

各種情報

情報かわら版

まちの話題

まちなり暮らし

学びの道標へ